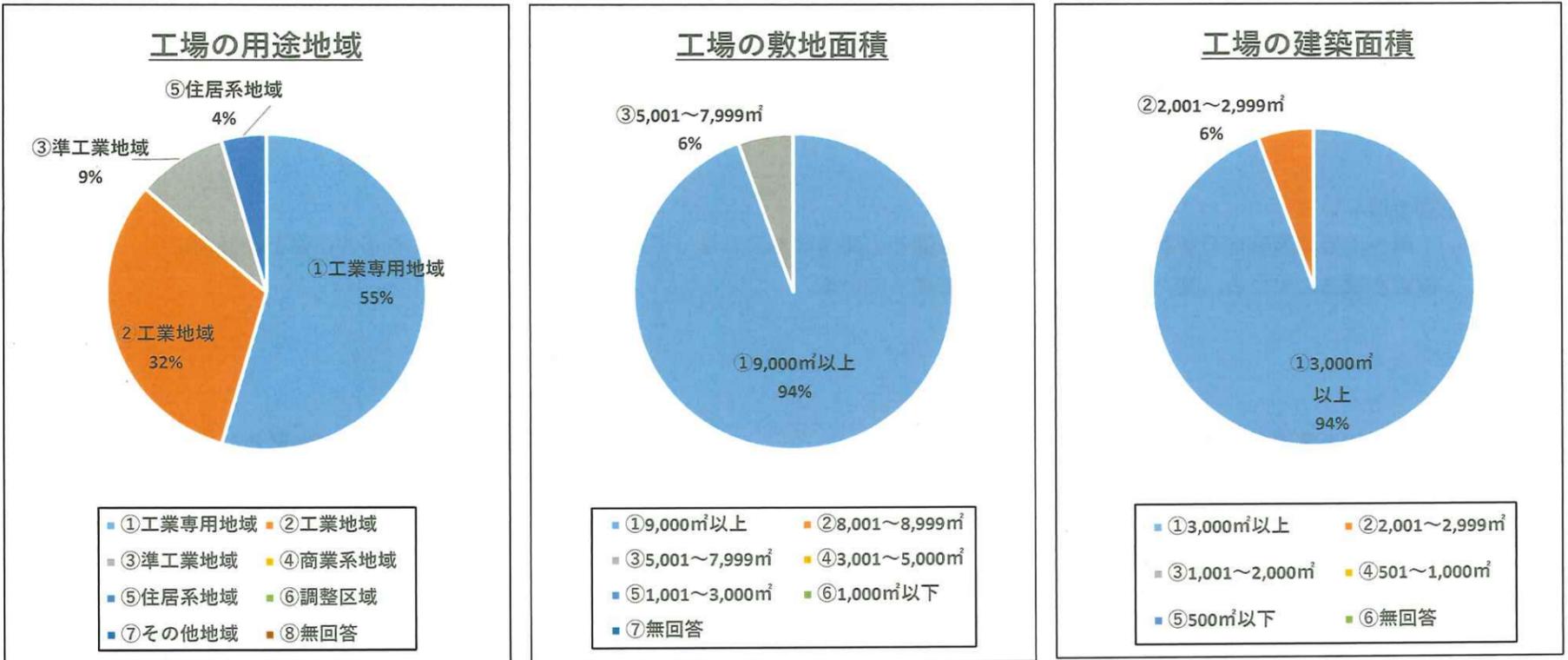
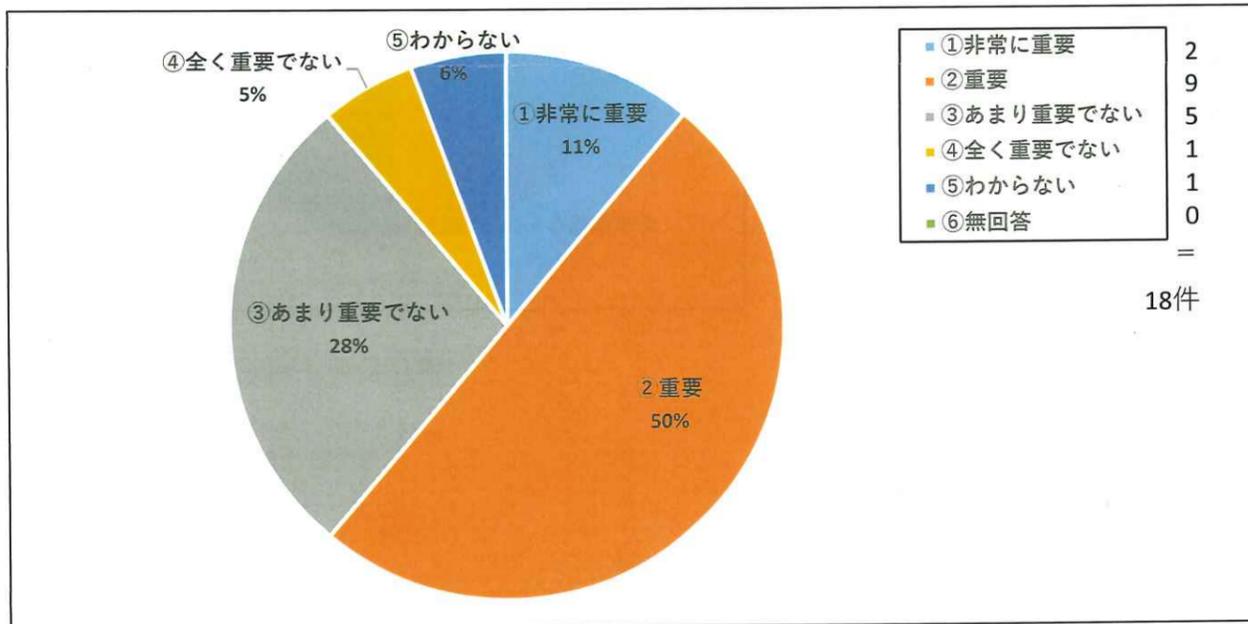


工場立地法に基づく緑地面積率に関するアンケート調査結果

問1～2 貴社の土地の用途地域や規模についてご回答下さい。



問3. 工場立地法の緑地面積率の規制の意義についてどうお考えですか。



問4. 問3で①、②、③、④と回答した方にお尋ねします。その理由についてご記入下さい。

①非常に重要

- ・ 工場施設の拡張に影響するため。

②重要

- ・ 規制が無くなると自然環境が悪くなる。
- ・ 周辺環境との調和のため。
- ・ 生活環境保全の意味から、ある程度の緑地は必要と考える。
- ・ 増設ができない。
- ・ 大規模な工業団地については、事業所周辺地域との調和を図るためにも必要と考えるが、当社の規模では規制緩和でもよい。
- ・ 当社工場の生産設備投資計画に関わる問題であるため。
- ・ 業種によっては、周辺環境を保全する事に役立つため。
- ・ 限られた敷地の中で、設備や建屋の老朽化・耐震補強のための建替えや、働き方改革のために生産効率を向上させるための工場レイアウトの見直し等をやろうとすれば、一時的にせよ緑地面積の増減は発生するので、現在の規制条件を遵守すればあきらめざるをえない。

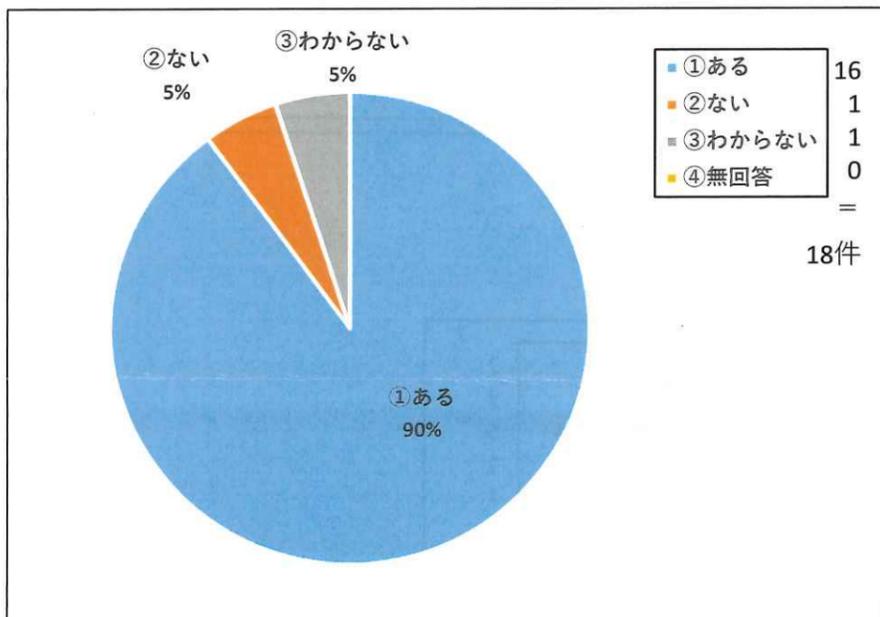
③あまり重要でない

- ・ 新規の事業拡張に多大な制限が掛かる。
- ・ 製造業に特化した規制であるため、弊社の現状と合わない。
- ・ 企業活動と直結しない。
- ・ 工場立地法（昭和49年施行）について、当時工場は生産優先でありあまり周辺のことを考慮しない企業が工場建屋を建てることに
対し規制した法律である。現在は大気、排水、廃棄物等、工場から排出される全てのものに対する多くの規制法律があり、緑地
が20%以上ないと周辺居住者に対し環境面で悪化するとは考えにくい。
また、工場立地法自体が直接公害を取り締まる法律ではないため、あまり重要性を感じない。
- ・ 技術の進歩による生産設備の性能向上により、昔に比べて公害等が起りにくくなっているため。

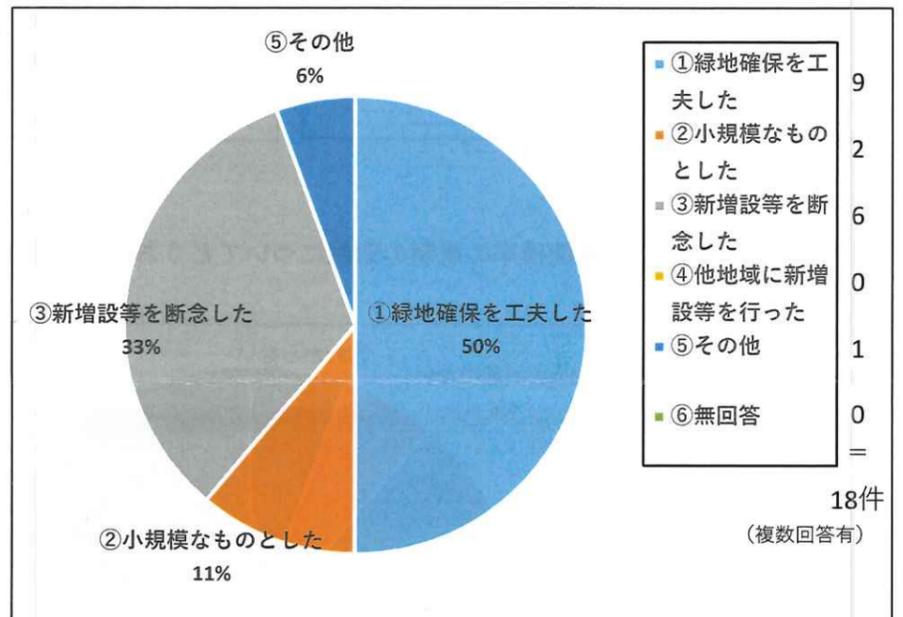
④全く重要ではない

- ・ 工場立地法の趣旨は公害対策である。緑地と公害との関連は希薄となっている。騒音や水害等、市と各企業とが個別に
協定を締結している。又、企業の成長の機会を奪っている。

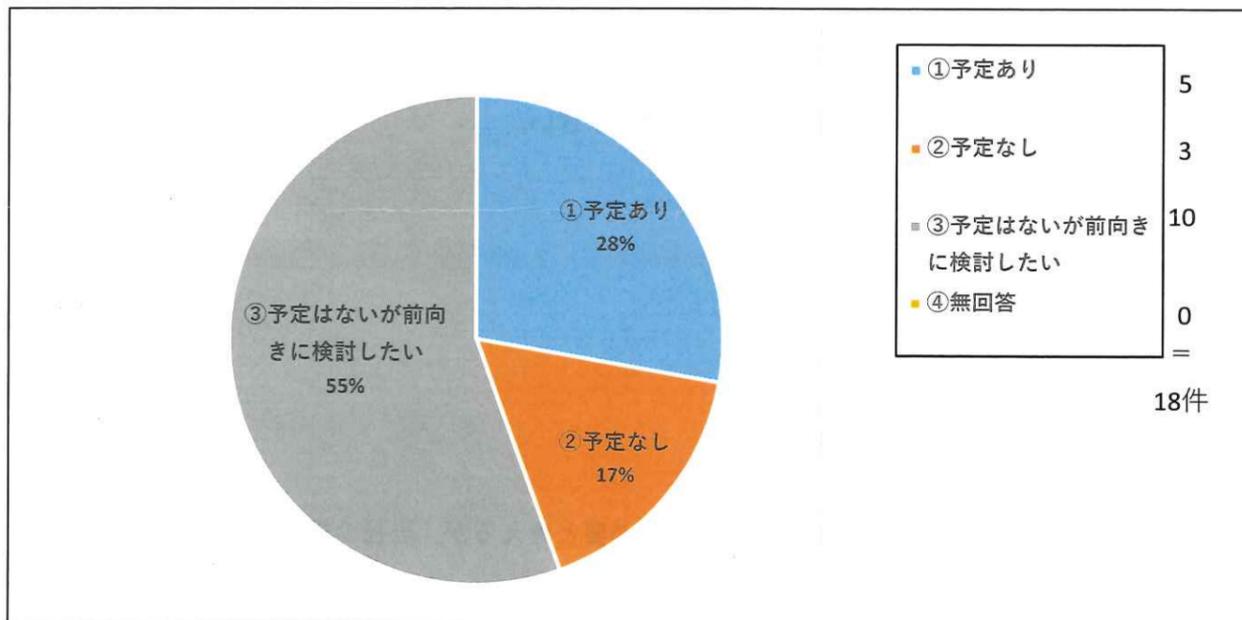
問5. 工場立地法による緑地面積率の規制が、貴社の工場の
 新增設や建て替えの障害になったことはありますか。



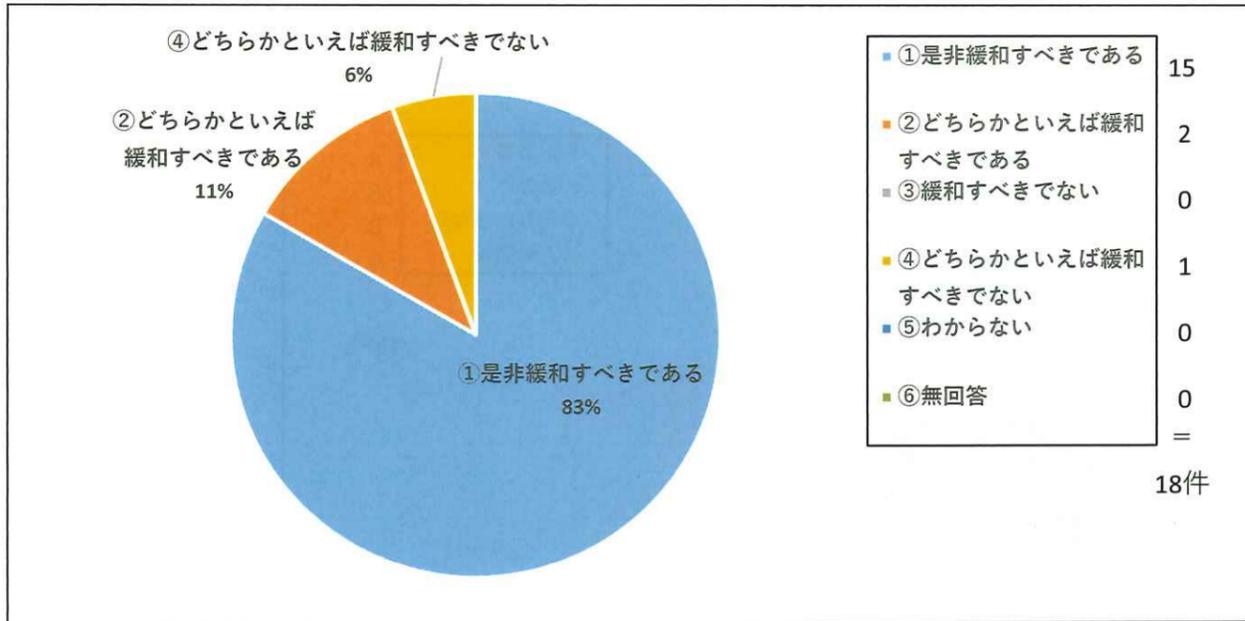
問6. 問5で「ある」と回答した方にお尋ねします。
 新增設や建て替えの障害になった工場について、
 貴社の対応について教えてください。



問7. 緑地面積率を緩和した場合、工場の新増設や建て替えを
 行う予定はありますか。



問8. 明石市は緑地面積率を緩和すべきと考えますか。



問9. 問8で①、②、③、④と回答した方にお尋ねします。

その理由についてご記入下さい。また、緩和する場合はどの程度（何％）緩和すべきかご記入下さい。

①是非緩和すべき

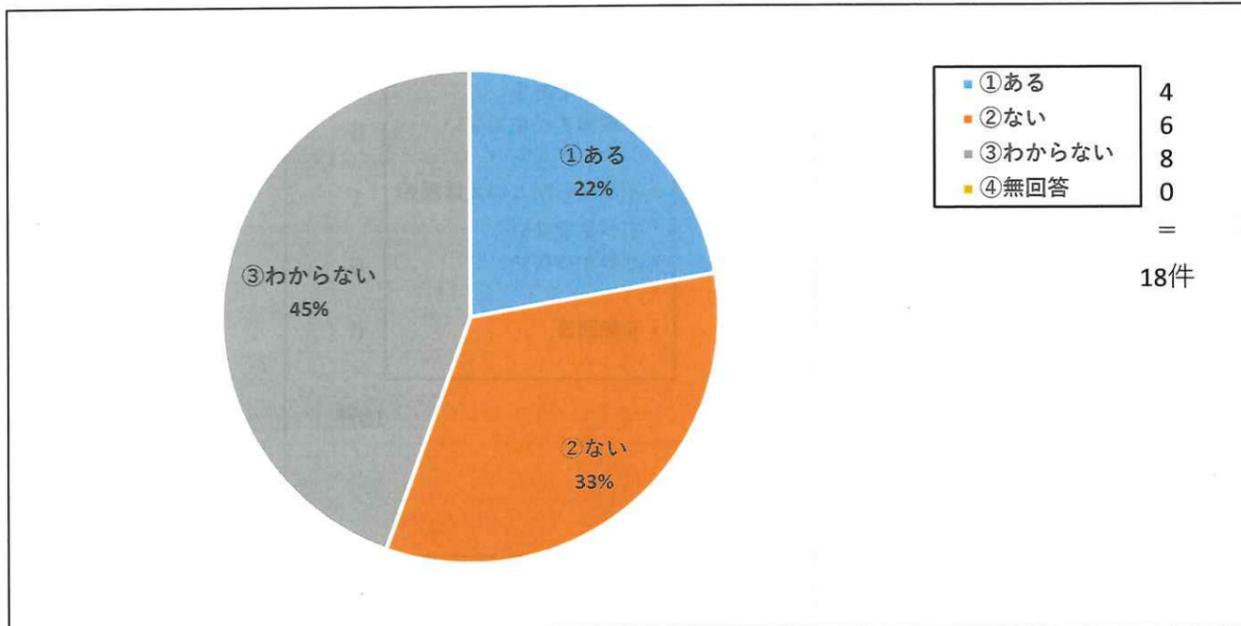
- ・ 1～5％程度を希望
製品の物流のため、広い構内道路が必要なため。
- ・ 1％（他自治体同様）
- ・ 特例で1％となれば…。
- ・ 他中核都市は緩和していることから必要。（1～2％程度、他都市に準じては）
- ・ 税負担が増える中、今後の企業誘致、既存事業者の優位性を鑑みると緩和は必要であるとする。
緩和率は、事業所の規模、内容から個別で行うことが望ましい。
- ・ 明石市の人口増加による発展は良いことだが、働き手が市外に出てしまうと、次の世代、その次の世代の定着につながるかどうか。
将来的な人口定着には、働き手の受け皿となる企業（産業）の発展も必要だと思う。
周辺自治体と同じく1％まで。
- ・ 新增設の障害が少なくなるため、10％程度への緩和を希望する。
- ・ 規制緩和により、工場を増設し、効率を上げ、企業の競争力を上げるため。
緑地5％、環境施設面積10％
- ・ 現在の緑地面積率は現実的ではなく市の発展のため、少なくとも半分以下（周辺の環境により面積率を決定）へ緩和すべき。
- ・ 新建屋の検討が行えるため。
- ・ 設備導入等での障害となるため。10％程度
- ・ 工場・事務所の増設、建て替えによる設備投資の増加や雇用の拡大が期待できる。（工業地域20％→5％）
- ・ 環境施設を緑地に変更して工場を建設している。3％程度緩和。
- ・ 工場や事務棟を計画する際、緑地面積率を考慮せねばならない。
又、昨今の変化の激しい経済環境下で対応するためには、ニーズがでてから行政に申し入れても、スピード感のある対応ができない。
1％まで緩和すべき。企業に機会を与えるべき。
- ・ 現状では増設・建て替えを計画しても隣接地の新規取得は困難なため、規模縮小せざるを得ないので、規制緩和を期待する。

②どちらかといえば緩和すべき

- ・ 規制緩和によって、新增設・建替の検討がしやすくなる。5％。
- ・ 工場建屋の老朽化に対し、より柔軟な設備投資計画が検討できるため。5％以上の緩和を望む。

④どちらかといえば緩和すべきではない

問10. 緑地面積率を緩和する場合、周辺の生活環境の保全を図る観点から、地域住民のご理解を得る必要が考えられますが、貴社として、地域住民の理解を得るための対策をとるお考えはありますか。



問11. 問10で「ある」と回答された方にお尋ねします。具体の対策としてどのようなことが考えられるかご記入下さい。

- ・ 近隣住民への説明会の開催。（これまでの環境保全活動への取り組み説明等）
- ・ 周辺自治体とのコミュニケーションを増やし、自治体活動の応援を行っていくとともに、塀際の緑地を増やし、周辺住民との環境分離を充実させたいと考えている。
- ・ 当社は8年前から近隣住民に対し工場内の見学会を開き、当社の企業活動に対し理解を得る取り組みを行っており、毎年高評価を得ている。また、地域住居と接する敷地境界付近に、出来るだけ緑地や、地域に生息する動植物、工場排水を利用したビオトープ等を設置、それらを周辺住民からも見えるように、境界部分をブロック塀から格子状の柵へ更新し、環境面で閉鎖的な工場イメージを払拭していきたいと考えている。

問12. その他、工場の緑地面積率について何かご意見があればご記入下さい。

- ・ 緑地のある環境の整った工場は、従業員の健康管理の点からも重要である。
しかし、規制緩和を行い、企業の活動が活発になることは、最終は明石市の発展につながる。
明石市でも是非、規制の緩和を検討していただきたい。
- ・ 工場立地法により、工場建屋を建築できない場合、本意ではないが（規制の緩い）他の場所（県外等）へ移転することも選択肢として検討していかなければならないので、是非とも緑地面積率を緩和するよう働きかけてほしい。
- ・ 近隣市でも緑地面積率の緩和は実施されており、是非とも緩和いただきたい。
- ・ 明石市中核都市移行に伴い、納税額の増加（＝当社負担増）している中で、この様な規制があると、変化の激しい昨今の経済情勢についていけない。
輸出比率の高い当社にとって、納税負担のみならず、この様な規制が負担となり、国際コスト競争力を維持できず、海外工場に主力輸出製品を移行されかねない。
明石市議会での答弁をみると「よりよい住環境」という趣旨の答弁が見受けられるが、それは都市計画の中で検討すべきであり、工場立地法の中で検討されるものではないと考える。
それはあくまで、企業私有地内に限定しているからである。
又、一般市民は閉鎖された企業私有地の中の緑地に接する機会はない。
- ・ 弊社の立地状況の場合、緑地面積率緩和を進める方向が、在来種生物生息の観点からも、地域の皆様の理解をえられるものと考えている。